

平成22年6月22日
経済産業省

有限会社西武興産及び株式会社アライバルの 外国為替及び外国貿易法(外為法)違反容疑に係る告発について

経済産業省は、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に違反した無許可輸出の疑いで、平成22年6月22日付けで、有限会社西武興産及び株式会社アライバルを福岡県警察・熊本県警察合同捜査本部に告発しました。概要は、以下のとおりです。

1. 被告発人

有限会社西武興産(住所:熊本県八代市北原町524-6)
(代表取締役 堤 廣満)

株式会社アライバル(住所:福岡県福岡市中央区今泉1丁目2番20号)
(代表取締役 杵 正和)

2. 告発の理由等

(1) 理由

被告発人らは、中古パワーシャベル1台の輸出に関して、輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物として、経済産業大臣から外為法第48条第1項の規定による許可が必要となる旨の通知を受けていたにもかかわらず、許可を受けずに輸出したと見料されるため。

(2) 罰条

同法第69条の6第1項第2号及び第72条第1項

(本発表資料のお問い合わせ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課長 飯田
担当者: 矢野
電話: 03-3501-2800(直通)
安全保障貿易検査官室長 牧野
担当者: 宮本
電話: 03-3501-2841(直通)

関係法令抜粋

外国為替及び外国貿易法(外為法)(昭和24年法律第228号)

(輸出の許可等)

第48条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(罰則)

第69条の6 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が200万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 (略)

二 第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 (略)

第72条 法人(第26条第1項第2号及び第4号、第27条第13項並びに第55条の5第2項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第69条の6から前条まで(第70条の2を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2・3 (略)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)

(輸出の許可)

第1条 外国為替及び外国貿易法(以下「法」という。)第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 (略)

(特例)

第4条 法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一～三 (略)

四 別表第1の16の項(二)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ (略)

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

ハ・ニ (略)

五・六 (略)

2～4 (略)

別表第1の16の項

(一) (略)

(二) 関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物((一)及び1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)

(注)外為法及び輸出貿易管理令については、平成21年11月1日改正以前の条項